

(1) 条例の名称について…「公契約基本条例」ではなく「公契約条例」とすべき

「京都市公契約基本条例(仮称)に係る基本的な考え方及び条例案の概要について(市民意見募集)」として発表された文書の冒頭部分で、条例制定の目的として、「市内中小業者受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決に資する取組みをより一層推進するため」を掲げ、「本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにする」としています。

しかし、「基本的な考え方」及び「条例案概要」では、そのほとんどが努力義務にとどまっているため、その実効性は乏しく、条例制定の目的が達成されるとは到底思えず、条例を制定する必要性そのものが疑われかねないものとなっています。今、京都市が関連する公契約において、委託先変更に伴う雇用の非継続や設計労務単価を大幅に下回る建設労働者の賃金など、看過できない問題が数多く発生し、「公契約がワーキングプアーを生み出す」といわれても不思議でない事態となっています(詳しくは後述)。

これまでから、京都市においては、入札・契約制度の改革を行い、一定の成果は挙げてこられたと考えますが、その成果の前提に立って考えるならば、今、必要とされる条例は、単に公契約の理念を定めたものではなく、実効性を持った“公契約”条例とすべきです。

(2) 今、京都市に求められている条例は、最低でもILO94号条約の水準を上回る必要がある

ILO94号条約は、第2条1項で「この条約の適用をうける契約は、当該労働が行われる地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し次のものにより定められているものに劣らない有利な賃金(手当を含む。)、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならない。」と定めており、労働基準法等で定められた最低限の労働条件では不十分であることを示しています。賃金においては、最低賃金の遵守では要件を満たしません。

公共工事においては、国の政策変更により、設計労務単価が大幅に引き上げられ、さらに、品確法、建設業法、入契法の関連三法が改正されました。その重要な柱は、社会保険への加入とともに、引き上げられた労務単価が確実に労働者に手渡ることにあります。しかし、京都市の公共工事現場においては、平均賃金が13,267円であり、設計労務単価の68.4%(6職種、20人から聞き取り)にとどまっていることが明らかになっています。また、業務委託の分野でも、落札した事業者(警備、清掃)が、時給780~800円で求人していることから類推して、最低賃金水準しか労働者に支払われていないと思われる。

京都市がかねてから、「ダンピング受注」を問題視し、様々な入札・契約改革を行ってきました。しかし、公契約の下で働く労働者の立場から見ると、労働条件、とりわけ賃金においては、見るべき前進は感じられません。このことは、適正な賃金支払いのルールを欠いたまま、ダンピング対策を行っても、労働条件の改善にはつながらないことを明らかにしています。

(3) 条例には、雇用と労働条件の継承を明記すべき

雇用の継続も重要な問題です。2015年4月から、地方独立行政法人京都市立病院の院内保育所で働いていた保育士全員の雇用が失われました。市立病院が、保育所運営委託の入札に当たって、保育士の雇用継続と労働条件の継承を、入札の条件としなかったこと、京都市もそのことに対してなんらの手立てをとらなかったことに原因があります。公契約によって労働者の雇用が失われ、労働条件が大幅に低下するという、本来、あってはならない事態が京都市で発しており、条例に「雇用の継続と労働条件の継承」を明記する必要があります。

(4) 条例の適用範囲は、“市”のみならず、公営企業体にまで広げる必要がある

過去に日本で検討された法律において、1950年に労働省が作成した「國等の契約における労働條項に関する法律案」では、国、公団、公庫、専売公社および国有鉄道などの国の機関を「国等」の範囲としており、2009年に民主党が提出しようとしていた「公共工事報酬確保法案」では、国の特殊法人などが発注する公共工事も対象としていました。

条例案概要②用語の定義で、「公契約」を「本市が発注する工事又は製造の請負契約、本市が業務を委託し、又は物品を購入する契約及び本市と地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定」としていますが、発注下を京都市に限定するのは狭過ぎると考えます。これまで、自治体が直接行ってきた業務が、業務委託、指定管理者と民間に広げられ、さらに、地方独立行政法人が制度化され、公立大学法人の設立が増加するなど、公契約のありようも多様化してきている。従って、前項の京都市立病院院内保育所の事例からも明らかなように、京都市が運営に関連する、地方独立行政法人や公立大学法人など、公営企業体に広げる必要があります。

(5) 「京都市公契約審査委員会」には労働者代表を入れるべき

条例案概要では、京都市公契約審査委員会の設置に係って、「現在の京都市契約審査委員会の機能を拡充し、新たに京都市公契約審査委員会として位置づけます」としていますが、その構成、内容が不明確です。

公契約基本条例制定の目的（中小企業の受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決）から見るなら、審査委員会に労働者代表の選任は不可欠です。その際、京都総評、連合京都からそれぞれ選出することは、労働団体の公平の観点から当然です。